指定障害福祉サービス　**居宅介護**

医療法人社団正信会

あすなろヘルパーステーション

契　約　書

〒811-2221　福岡県糟屋郡須恵町大字旅石68-261

TEL　092-935-3896

FAX　092-957-3322

令和8年9月作成

居宅介護契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

あすなろヘルパーステーションは、障害者総合支援法に基づき、利用者が可能な限 りその在宅で日常生活を送ることができるよう居宅介護サービスを提供いたします。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

2、契約期間満了日の7日前までに契約終了の意思表示がなく、改めて介護給付費支給決定がされた場合、契約は同じ内容で更新されるものとします。

第3条（居宅介護計画）

サービス提供責任者は利用者の課題や希望を踏まえて、居宅介護等サービスの目標や具体的な内容等を盛り込んだ居宅介護計画書を作成します。

2、居宅介護計画書は定期的に、また必要に応じて見直します。

3、居宅介護計画書の作成、変更に際しては内容を利用者及びご家族に説明し納得いただいたうえで署名をいただき写しを一部交付いたします。

第4条（居宅介護等サービスの内容）

あすなろヘルパーステーションは居宅介護員を利用者の居宅に派遣し、居宅介護計画書で決められた居宅介護サービスを提供します。

2、居宅介護サービスの変更が必要となったときは、改めて居宅介護計画書を作成し、居宅介護サービスを変更します。

第5条（居宅介護サービス提供の記録と保管）

居宅介護サービスに関する書類は5年間保存し、利用者の希望に応じ閲覧、写しの交付を行います。

第6条（利用者負担金）

利用者負担金は重要事項説明書に記載のとおりです。改正等で金額に

変更があった場合は決められた期日をもって改正後の金額が適用されます。

第7条（契約の終了）

利用者はあすなろヘルパーステーションに対して、7日間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解除することができます。

2、利用者の介護給付費の支給決定が取り消された場合、または介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合。

3、利用者負担金が理由なく2ヶ月以上滞納した場合は、契約の解除を期日を定め通告します。

4、利用者が施設に入所したとき（自動的に終了）

5、利用者が死亡したとき（自動的に終了）

6、事業所が廃止・縮小などやむを得ない事情があるとき。

7、利用者やその家族が事業所や居宅介護員に対して契約を継続しがたいほどの重大な背信行為（暴力や暴言等のいわゆるパワハラ、セクハラなどを含む）を行った場合

どの場合もできる限り利用者の生活を維持するために必要な調整を行います。必要な調整を行った後、告知期日が満了した場合、居宅介護サービスの契約の解除を行います。

第8条（損害賠償）

あすなろヘルパーステーションは、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします。

ただし居宅介護員の責任によらない場合はその限りではありません。

第9条（相談・苦情対応）

利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合は、いつでも苦情の申し立てをすることができます。

2、あすなろヘルパーステーションは苦情の申し立てがあった場合は迅速に誠実に対応します。

3、あすなろヘルパーステーションは、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由になんらかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第10条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

あすなろヘルパーステーションは利用者やそのご家族の人権の擁護及び虐待の防止に努めます。

第11条（身体拘束の禁止）

あすなろヘルパーステーションは居宅介護サービスの提供に当たって利用者の身体拘束は行いません。

利用者又は居宅介護員の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合のみ法人の身体拘束禁止マニュアルに沿って検討し、ご家族の同意を書面でいただき、身体拘束時の状態等を記録し残します。

第12条（個人情報の保護）

あすなろヘルパーステーションのスタッフは以下の通り個人情報を取り扱います。

①個人情報を取得する場合は利用者・家族の同意を得ます。

②取得した個人情報は必ず利用の目的を通知します。

③取得した個人情報は利用目的以外に使用いたしません。

④取得した個人情報は万全に管理します。

⑤利用者・家族の求めがない限り個人情報を開示しません。

⑥契約中、契約終了後も個人情報を第三者に漏らすことはありません。

⑦あらかじめ文書により利用者・家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず情報提供することができます。

第13条（契約外条項）

この契約や障害者総合支援法で定められていない事項について契約外条項として、利用者との協議により自費サービスを行います。

2、自費サービスをご希望の場合別途契約が必要になります。

第14条（カスタマーハラスメントについて）

当事業所では安全な労働環境と質の高いサービス継続のため、大声での叱責人格否定、不当な要求、性的な言動などのカスハラ行為を対象とした対策を講じています。

該当行為が認められた場合は、複数名での訪問やサービス停止・契約解除の措置をとる場合があります。

なお、正当なご意見や苦情はこれまでどおり誠意をもって対応いたします

附則

この規定は,平成26年1月1日から施行する。

この規定を令和4年1月1日付けで改正し令和4年1月1日から施行する。(押印の廃止)

この規定を令和6年4月1日付けで改正し令和6年4月1日から施行する。(虐待の防止身体拘束の禁止

この規定を令和8年9月1日付けで改正し令和8年9月1日から施行する。

(カスタマーハラスメントについて)

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

【事業者】

所在地　〒811-2221　福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-48

名　称　　医療法人社団正信会

代 表　　理事長　　白橋 斉

【利用者】　　〒　　－

住 所

氏 名

【家 族】　　〒　　－

住 所

氏 名

続柄　（　　）

【代理人】　　〒　　－

住 所

氏 名

続柄　（　　）